

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 社会医療法人ペガサス

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立が出来る雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～ 2023年3月31日までの 2年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：(女性活躍推進法に基づく目標)

計画期間内に女性管理職の比率を80パーセント以上にする

<対策>

- 2021年 4月～ 各部署長が男女公正な評価基準となっているか検証し必要に応じて基準の見直しを法人本部が主導で行う。
- 2021年 4月～管理職候補となる男女職員に対してキャリアアップへの意識啓発を目的としたプログラム（ジョブローテーション制度）を導入する。

目標2：(女性活躍推進法に基づく目標)

計画期間内に女性／男性の平均勤続年数の割合を7割以上とする。

<対策>

- 2021年 4月～継続雇用率向上のための課題抽出と対策を実施する。
次世代育成支援を目的に、ジョブローテーション制度を導入。個々の特性に応じた業務に励める様、特性を見極めながら各部署を2年間ローテートし、希望される方は男女関係なく管理職を目指してもらえる体制を強化する。
- ハラスメント防止委員会の設置や勉強会を継続して開催し、男女問わず産休・育休の取得促進を実施する。

目標3：(次世代育成支援法に基づく目標)

計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を7.5パーセント以上にする事
女性職員・・・取得率を90パーセント以上にする事

<対策>

- 2021年 4月～男性も育児休業を取得できることを周知するため、全職員を対象に再周知を実施する。
- 2021年 4月～子の1歳誕生日に取得できる特別有給休暇の新設を検討する。
- 2021年 4月～能力の向上やキャリア支援のための、試験制度を導入する。